

公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社役員等の報酬及び費用に関する規程

〔平成25年4月1日〕
規 程 第 2 号

改正 平成 26 年 3 月 26 日

改正 令和 3 年 3 月 30 日

改正 令和 6 年 3 月 22 日

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社（以下「この法人」という。）定款第13条（評議員の報酬等）及び第30条（役員の報酬等）の規定に基づき、この法人の評議員及び定款第24条において定める理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬の額及び費用に関し、必要な事項を定める。

（報酬等の区分）

第2条 この法人は、役員又は評議員としての職務執行の対価として報酬を支給する。

2 理事長の報酬は月額とし、毎月定額を支給する。

3 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては、理事会等への出席の都度、定額を支給する。

4 評議員に対しては、評議員会への出席の都度、定額を支給する。

5 役員及び評議員には、退職慰労金は支給しない。

6 前5項の規程にかかわらず、本人の意志による辞退及び橋本市の常勤特別職・橋本市職員・橋本市教育委員会職員並びに橋本市所管外郭団体職員には報酬は支給しない。

（報酬額）

第3条 理事長の報酬は月額80,000円とする。

2 常勤役員の報酬は月額365,000円とする。

3 非常勤役員及び評議員の報酬は日額7,000円（半日の場合3,500円）とする。

（報酬の支給日）

第4条 理事長・常勤役員の報酬はこの法人の職員の支給日に準じて支給する。

2 非常勤役員及び評議員の報酬は会議への出席等職務の執行の都度、支払うものとする。

（報酬の支給方法）

第5条 役員及び評議員の報酬は、その全額を現金で、直接、役員及び評議員に支給するものとする。但し、法令に基づき役員及び評議員の報酬から控除すべき額がある場合には、

その役員及び評議員に支払うべき報酬の額から、その額を控除して支払うものとする。

- 2 役員及び評議員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(費用)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、この法人の職員旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は評議員会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社の設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。